

◎新潟県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和元年8月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 五泉都市計画道路
- (2) 名称 3・5・4号 土深本町善願線  
3・4・6号 北五泉停車場線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・5・4号 土深本町善願線
  - ア 追加する部分  
五泉市泉町1丁目、五泉字城廻、宮町、本町3丁目の各一部
  - イ 削除する部分  
五泉市泉町1丁目、泉町2丁目、五泉字城廻、宮町、本町3丁目、本町4丁目の各一部
- (2) 3・4・6号 北五泉停車場線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
五泉市大川前、旭町の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和元年8月13日  
至 令和元年8月27日
- (2) 場所
  - ア 新潟市秋葉区新津4524番地1（〒956-8625）  
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課
  - イ 五泉市太田1094番地1（〒959-1692）  
五泉市都市整備課都市計画係

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

五泉市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和元年8月27日（火）（必着のこと。）